

令和7年3月4日

読谷村議会
議長 伊波 篤 殿

読谷村議会議員
與那覇沙姫 印

一般質問通告書

第542回読谷村議会定例会において次の事項の質問をしたいので、会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

質 問 要 旨	答弁を求める者
1 村の令和7年度の事業「戦後80年平和継承事業」から沖縄県の「恒久平和ビジョン」へと繋いでいけるかを問う。 (1) 沖縄県は戦後80年を機に県の平和行政を検証し、世界や沖縄の恒久平和を目指すビジョンの取り組みを推進するとしている。本村も戦争体験者の思いを語り継ぐ次世代育成や、日本の加害の歴史を知る取り組みを日々の生活から取り入れていくことが戦後100年を迎えることにつながり、無意識の差別や偏見と向き合うことができると思う。スマホで様々な情報に触れる子どもや若者、子育て世代に事実に基づいた歴史を伝える取組は可能か。 (2) 国や文化、民族などの違いを理解し、協力して生きることを目指す国際理解促進こそが多様な時代を生きる私たちや子どもたちに必要となる。そのためにも、村全体が安心安全な平和村を創造していくため積極的平和を村全体へ推進し、差別を是正する仕組みづくりが必要があると思うが村の見解は。	
2 人権とはすべての人に適用される普遍性・他者によって奪われてはならない不可侵性・すべての人が平等に持つ平等性がある。県の「沖縄県差別のない社会づくり条例」のリーフレットには「人権とはすべての人が幸せに生きるための権利のこと」「誰もがみんな生まれた時から命を大切に、自由に、幸せに生きる権利を持っています。誰かの人権を傷つけるようなことを言ったり。行動をしたりしてはいけません」と明記されている。自分の人権と他者の人権が尊重され、安心安全に暮らせる仕組みづくりのさらなる強化を求める。 (1) 子どもを取り巻く環境が著しく変化し、本村でも性被害、薬物などの暴力の構造に巻き込まれていくケースが起きている。村はどのように事件を把握し、どのように対応し、どのように	

質 問 要 旨	答弁を求める者
子どもたちが再び自分らしく育っていくことを応援していくか制度はあるのか。 (2) 村で子どもの権利条例を制定し、こども計画に落とし込む必要があると考えるが村の見解は。 (3) 子どもが奪われた自らの「声」を取り戻すことを伴奏して応援する「アドボケイト」ができる大人の育成が急務である。地域で子どもの権利を熟知する大人が子どもたちに関わり、保護者・学校・行政・地域の立場でなく、完全に子どもの立場に立つ「アドボカシー制度」が必要である。NPO 法人全国子どもアドボカシー協議会では基礎講座を行なっているが、非会員だと 15,000 円、さらに学びたいと思う講座を受けるには 1 講義 2,000 円以上の追加が必要となる。子どもの意見や考えを傾聴し、子どもが声をあげられるようサポートする活動となる子どもアドボカシーを実装する「アドボケイト」の育成を補助する制度をつくることは可能か。 (4) 県の住宅セーフティネット制度の概要では、県内の住宅確保要配慮者の状況では全世帯に占める高齢者世帯の割合が今後増加し令和 2 年 34.7%から令和 22 年には 41.1%となり、高齢者世帯に占める単身世帯の割合も今後増加傾向である。単身者世帯の増加傾向に関しても、令和 2 年 34.1%から令和 22 年には 39.8%増加傾向である。生活保護受給世帯に関しては、令和 4 年時点で、全国で 3 番目に保護率が高いのが沖縄県の状況となっている。令和 4 年度末時点の公営住宅の状況は県営住宅が 17,102 戸。市町村営住宅が 13,043 戸となること。昭和 50 年代に建設した多くの公営住宅が建替を迎えているが、公営住宅の大幅の増加は見込めないと想定されている。そのため、民間賃貸住宅への円滑な入居に係る支援が必要である。令和元年にて一般質問で議論されているが現在の支援体勢の状況はどのようなになっているのか。 (5) 県は沖縄県差別のない社会づくり条例・沖縄県性の多様性尊重宣言の理念に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要項案を策定。パートナーシップの定義を「互いを人生のパートナーとして、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者の関係」とし、ファミリーシップの定義を「パートナーシップにある者とその双方または一方と生計を一にする子（養子を含む）親等の近親者その他知事が適当と認める者を含めた家族関係」とし、互いの戸籍上の性別や SOGI に関係なく事実婚も含め、公的証明書を届出することができるようになるが本村と県でどのような話し合いが行われたかを伺う。 また、本村でも県と連動し、村営住宅への入居・利用可能な	

質 問 要 旨	答弁を求める者
行政サービス拡充が必要だと考える。読谷村営住宅設置及び管理条例など、村営住宅に係る条例や規則見直しを要望する。他にも、本村でもパートナーシップ・ファミリーシップ条例をつくり、権利の構築を求めるが村の考えは。	
3 読谷村廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第 11 条に手数料の減免がある。そこには、①火災その他災害に著しく被害を受けた場合②ボランティアで清掃活動をする場合③村長が別の理由があると認める場合に免除することができるとされている。多市町村では、生活保護受給者や高齢者、ひとり親世帯、障害児や障害者がいる世帯などが該当しているが本村では③に該当する人は誰なのか。	
4 水道事業について 全国に 49 万キロの水道管は地球 12 周分になり、この水道管を維持をするための人材と資金不足が課題と言われている。だからこそ公で人材を確保し、担い手を確保する必要があると考える。しかし、政府は水道管の法定耐用年数を迎え始めることから、膨大な費用がかかることや人口減少で水の需要が減り水道事業の収益の悪化から、ウォーター P P P を導入拡大を図るとし、ウォーター PPP の説明とメリット・デメリットの説明を求める。	
5 3 月 1 日琉球新報にて県教育職員組合は、県内の公立幼稚園職員を対象に、働き方に関するアンケート結果を公表した。アンケートの結果からは、1 年ないし数年以内に離職を示した職員が 35.5%に上っていることがわかった。村独自に全保育所・幼稚園のアンケートをとり、離職の意向の有無や何が一番の課題なのかを公開し、根っこは国の保育制度を変えないといけないということを明確にした上で、待機児童解決や働く母親を支える制度設計を村独自で強化する必要がある。しかし本村では、5 歳児問題解決の前に公立の幼稚園や保育所の人件費や運営費の削減や施設老朽化に伴い、民間のこども園に移行を進めている。民間と比較すると、安定した給与と労働条件で保育教育を行える公務員採用を減らしてきことが、保育士不足を招いていると私は考えている。待機児童の最後のとりでとなる一時預かり事業も民間の保育所では事業の必要性を理解していても、予算や保育士不足の関係で維持が厳しく、税金で運営する絶対に倒産	

質 問 要 旨	答弁を求める者
することはない公立の保育所が担っている。また、公立幼稚園では5歳児保育の整備が行われていない保育所の受け皿となり、本来保育所に入園するはずの「保育を必要とする」子どもたちを受け入れている。その経緯を踏まえて、お答えいただきたい。 (1) 次年度の各公立幼稚園入所児童の1号認定数とみなし2号認定数と各園の特別支援員配置人数と障がい児数は。 (2) 環境改善が幼稚園の保育の質の向上となり、それが幼稚園教諭の働き方を変えることについて伺う。6月議会、9月議会、12月議会と、一般質問を行なっている幼稚園の1号認定の朝の受け入れの教育保育時間の見直しと、特別支援員の給与の財源を支援会議や支援計画の作成に制限をかける沖縄振興特別推進交付金ではなく、一般財源へと予算の組替えを要望してきたが次年度はどのような対応になっているのか伺う。 (3) 令和7年度読谷村会計任用職員募集職種・職務一覧の幼稚園教諭と特別支援員では、給与が前年度より23,600円増となり素晴らしい改善である。だからこそ、担任業務と同等に行い、子どものためにそれぞれの専門性で記録し、保育の質を上げるという効果をもたらす必要がある。その上で保育事務に集中できるようノンコンタクトタイムを導入し、保育事務の改善が必要であるがどのように考えているのか。 (4) 県の見解では村立幼稚園の働き方改革は村の教育委員会が行うこととなっている。今後、保育の質の向上のために働き方をどう整えていくのか具体的な取り組み内容を伺う。	
6 保育士不足と待機児童について 保育士不足令和7年度待機児童数または隠れ待機児童数待機児童になった保護者や、兄弟児が別々の保育所に入所することで送迎が困難になる保護者の背景を理解し小規模保育の3・4・5歳児受け入れについて村の見解は。	